

# 陳述書

2015年9月7日

氏名 池住 義 憲

## 1. はじめに

私は、東京基督教青年会（東京 YMCA、1967～1980 年）、アジア保健研修所（AHI、1980～1997 年）、国際民衆保健協議会（IPHC、1997～2003 年）三つの NGO で、計 36 年間、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの公正と平和、地域開発のための活動に従事してきました。

TPP は、日本の農業／農村、食の安全、保健／医療、雇用／労働環境、地域経済、地場産業、金融／投資／保険、島嶼部の生業／産業など、日本国内に居住する私たちすべての人々の暮らしに対して、深刻な影響を及ぼします。これらは TPP 交渉が進行することによって、私たち自身に生じる不安、苦痛、不利益、被害、権利侵害です。（私たちの被害者性）

同時に TPP は、他国特に途上国の人々の食料確保、生命維持（生存）、生活環境、生物多様性などに対して、より深刻な、より悲劇的な影響を及ぼします。これらは、TPP 交渉が進行することによって、他者・他国の人々に生じる不安、苦痛、不利益、被害、権利侵害です。その背後には、途上国の人々への権利侵害等を生じさせている「私たち先進国の存在と関わり」があります。TPP 交渉は、否が応でも、私たちを「途上国の人々への加害者」としての立場を強要します。（私たちの加害者性）

本日、私は 36 年間の NGO 活動経験から培った私の平和と公正を希求する生き方が、TPP 交渉によってどのように侵害され、どのような苦痛と不安を受けているかにつき、「私たちの加害者性」に絞って、以下、陳述します。

## 2. 加害者にさせられる苦痛 ～～私のアジア体験から

2009年8月10～14日、私は国際開発高等教育機構（FASID）の要請で、障害と開発に関するASEANプロジェクトの指導者研修の講師として、ヴェトナム社会主義共和国首都ハノイを訪問しました。研修最終日の夕方、私は参加者の一人であるハーさん（Mr. Ha）と語り合った時のことです。ハーさんは、1940～1945年日本占領下の北部ヴェトナムの状況について話してくれました。その時の一言は、私は今も忘れることができません。

ハーさんは、ゆっくりとした温和な口調でしたが、「60年前のヴェトナムは、日本の占領下。日本軍は、軍事力で私たちのコメを奪い、200万人が餓死した。今は当時と違うから、もうそのようなことは起こらない。だけどこれからは、他国の経済力で、私たちの食料が奪われないように注意しなければ…」と、遠慮がちに呟きました。

日本占領下時代の1944年10月から1945年5月、ヴェトナム中部クアンチ省から北部にかけて、多くの人々が食料不足に喘ぎ、餓死しました。天候不順による凶作もありましたが、日本軍による収穫米の過剰な強制徴発、穀物畑の軍需用作物栽培への転換などによって、40万人とも200万人とも言われる人々を餓死させました。

ハーさんが言う「これからは他国の経済力で…」の意味するところは、今日、日本が参加交渉しているTPPの動きにたいする危惧です。関税・非関税障壁を例外なく取り除き、モノ・カネ・ヒト・サービスが国境を越えて自由に行き来できるようにする。TPPは、自由市場経済の究極点です。そこでは、強者／強国が、経済力によって、弱者／弱国を凌駕します。

TPPが締結されると日本の食料輸入は拡大し、国際需給が逼迫して食料価格が高騰します。ヴェトナムを含むアジア全体で、新たに2億7千万人の人々が飢餓に陥る危険性が生じます（FAO並びに財団法人アジア人口・開発協会資料）。途上国は、日本を始めとする先進国へ更に食料を輸出するため新たな耕地開発を行い、それによって環境や生物多様性へ著しい悪影響を及ぼします。

私は、これ以上、加害者になりたくない。加害者にさせられたくない。過

去 36 年間、私が NGO 活動でやってきたことは、国籍／民族の違いを問わず、すべての人たちのいのちを育み続けることでした。戦争や内戦などの直接的暴力から、非暴力活動によって一人ひとりのいのちと暮らしを護り続けることでした。食料の不平等／不公正分配、貧困、疾病、偏見、差別などの間接的・構造的暴力から、非暴力活動によって一人ひとりのいのちと暮らしを護り続けることでした。

TPP 交渉を続けることは、そうした私の「国籍／民族を問わずすべての人を個人として尊重し、人権を尊重する生き方」、「国籍／民族を問わずすべての人が、それぞれに平穏で平和にうちに生きることを希求し活動する生き方」を途絶させてしまいます。そして、私にとってもっとも大切なことは、直接的または間接的／構造的の如何を問わず、「国籍／民族を問わず、すべての人のいのちと暮らしを脅かす『加害者』にならない！」という私の生き方が、私の人格が、私の人生が、否定されてしまいます。

私は、国籍／民族を問わず、他者の苦しみ、痛み、不安、恐怖、欠乏、権利侵害等に、無関心、無感動で居られる人間ではありません。他者の苦痛を、自分の苦痛と感じる人間です。これは私の人格であり、私の権利です。被告国に対し、TPP 交渉差止めを求める私の最大の理由です。

### 3. 「ジャストピース」という私の価値観が否定される苦痛

「ジャストピース」(Justpeace)とは、「公正にもとづいた平和」という意味です。ジャストピースのジャスト(Just)は、「公正／正義」。この場合のジャストは自分たち地域だけの公正／正義でなく、他の地域、他の社会、他の国の公正／正義を含みます。その「ジャスト」と「ピース(平和)」の二語を組み合わせた言葉です。

ある人／ある地域を犠牲にして成り立っている平和は、ジャストピースではない。先住民であるアイヌの人たちの土地を収奪し、北海道旧土人保護法(1899～1997年)の下で長きにわたる差別(意識・無意識を問わず)の上に成り立っていた日本の“平和”と“繁栄”は、ジャストピースではない。米軍基地の74%を国土面積のわずか0.6%の沖縄に押しつけて成り立っている日本の“平和”と

“繁栄”と“安全”は、ジャストピースとは呼ばない。

同様に、途上国の飢餓人口を拡大させ、途上国の生物多様性と環境を破壊させて成り立っている私たち先進国の一部分の経済“繁栄”と“豊かさ”、“幸福”は、ジャストピースではない。

こうしたジャストピースという視点／考え方は、私が 36 年間の NGO 活動で学んだ大切な価値観です。私の生き方の基盤です。私は、日本国憲法前文にある「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和にうちに生存する権利を有することを確認する」(We recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.) の一節を、過去 36 年間、アジア・アフリカ・ラテンアメリカにいる多くの友人／知人らと英語で共有してきました。彼／彼女らは、「日本国憲法こそ、ジャストピースだね」と言ってくれました。

TPP 交渉を進めることは、私の人格の中心を構成している大切な価値観、人生を侵害しています。否定することになっています。憲法の条文に止まらず、憲法前文に明記された理念・基本原則にさえ反しています。私は、被告国の TPP 参加交渉という行政行為を、受忍することはできません。

#### 4. 主権者として判断するのに必要不可欠な情報が得られない苦痛

このように TPP は、私たち日本に居住する人々に限らず、他国特に途上国の人々の暮らしといのちのあらゆる分野に直結するものであるにも係わらず、交渉の内容は秘密にされ、主権者である私たちに知らされません。

私が主権者として TPP 問題について集会・言論等で自由に表現し、また、主権者として国政選挙で賢明な判断を下すためには、TPP をはじめ、国政のあらゆる出来事について行政府からの公正な情報開示と情報提供が欠かせません。行政府の「知らせる義務／責任」が果たされ、私たち主権者の「知る権利」が保障されること。これが民主主義を民主主義たらしめる大前提です。被告国が行っている TPP 交渉は、主権者である私を無視し、私の「知る権利」を侵害しています。

アジア太平洋地域で TPP 交渉という大変なことが進行しているにも拘らず、憲法で保障されている主権者としての権利が侵害、無視される。これは主権者に対する侮辱です。私にとって、これは苦痛です。海外での NGO 活動で出会った多くの友人の顔を思い浮かべると、つらく、悲しい。私はこの一点だけとってみても、被告国が行っている TPP 交渉を受忍することはできません。即時、交渉差止めを求めます。

## 5. おわりに

司法府は、行政府の不法行為によって生じた市民の権利侵害、不利益ならびに精神的苦痛を救済する最後の砦です。どのような権力・圧力からも影響されることなく、独立して公正な判断を下し、権利侵害、精神的苦痛に苛まれている市民を救済する場所です。拘束されるのは、唯一、憲法と法律です。

前述したとおり、TPP 交渉を進めることは、私の「国籍／民族を問わずすべての人を個人として尊重し、人権を尊重する生き方」、「国籍／民族を問わずすべての人が、それぞれに平穏で平和にうちに生きることを希求し活動する生き方」を途絶させます。直接的または間接的／構造的の如何を問わず、「国籍／民族を問わず、すべての人のいのちと暮らしを脅かす『加害者』にならない！」という私の生き方が、私の人格が、私の人生が否定されます。ジャストピース（公正にもとづいた平和）という考え方で構成されている私の価値観、私の人格が、侵害され否定されます。主権者である私は無視され、私の「知る権利」は侵害されています。

貴裁判官にあつては、原告の切実な被害事実に耳を傾け続け、十分な実質審議を重ね、違憲立法審査権を行使し、「法」と「良心」に基づいて公正な判決を下し、私が、私たちが受けている権利侵害と精神的苦痛を救済してください。私は、司法府の良心、裁判官の良心、を信じています。

以上